

静岡県教育委員会告示第20号

静岡県高等学校等奨学給付金事務処理要綱（平成30年静岡県教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 13 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後
（関係規程等） 第 2 条 （略） (1) （略） (2) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（<u>平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知</u>） (3) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き</u>（平成26年5月文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室） (4) （略） (5) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（<u>令和2年4月7日付け2文科初第56号通知</u>） （定義） 第 3 条 （略） (1) （略）	（関係規程等） 第 2 条 （略） (1) （略） (2) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（<u>令和7年5月2日付け文部科学省初等中等教育局長決定</u>） (3) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の手引き</u>（平成26年5月文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室） (4) （略） (5) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（<u>令和7年5月2日付け文部科学省初等中等教育局長決定</u>） (6) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の手引き</u>（令和7年5月文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校修学支援室） （定義） 第 3 条 （略） (1) （略） (2) <u>高等学校等専攻科 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和7年5月2日付け文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等専攻科（ただし、特別支援学校の専攻科を除く。）</u>

(2) 国公立高等学校等 高等学校等のうち、
国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等

(3) （略）

(4) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給
に関する法律施行令（平成22年政令第112
号）第1条第1項に規定する者

(5) （略）

(6) 高等学校等専攻科 高等学校等修学支援
事業費補助金（専攻科の生徒への修学支
援）の取扱いについて（令和2年4月1日
付け元文科初第1861号）に規定する高等学
校等専攻科

(7) （略）

（奨学給付金の対象者）

第4条 （略）

(1) （略）

(2) 基準日（原則奨学給付金を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、7月2日以降に家計が急変した世帯に対して支援を実施する場合は、原則として申請のあった月の翌月（申請の日が月の初日である場合は申請のあった月）の1日をいう。以下同じ。）において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている者又は保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である

(3) 国公立高等学校等 高等学校等のうち、
国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等及び高等学校等専攻科

(4) （略）

(5) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給
に関する法律施行令（平成22年政令第112
号）第1条第1項に規定する者をいう。た
だし、高等学校等専攻科に通う生徒につい
ては、高等学校等修学支援事業費補助金
（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱
（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第
3条第1項第4号に規定する生計維持者を
いう。

(6) （略）

(7) （略）

（奨学給付金の対象者）

第4条 （略）

(1) （略）

(2) 基準日（原則奨学給付金を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、7月2日以降に家計が急変した世帯に対して支援を実施する場合は、原則として申請のあった月の翌月（申請の日が月の初日である場合は申請のあった月）の1日をいう。以下同じ。）において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている者又は保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である

者。ただし、家計急変世帯に対して支援を実施する場合は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者に相当すると認められる者。 (3) 平成26年4月1日以降に<u>高等学校等</u>に入学した者<u>（高等学校等就学支援金に係る新制度（平成26年4月1日施行）の対象者に限る。）</u> (4) （略） 2・3 （略） （奨学給付金の対象経費及び給付額） 第5条 奨学給付金の対象経費は授業料以外の教育に必要な経費とし、給付額については、<u>高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き</u>によるものとする。	者<u>（高等学校等専攻科に在学する生徒にあっては、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額の合計（以下「所得割額合計」という。）が105,500円未満である者並びに保護者等全員の当該年度の所得割額合計が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている者を含む。）</u>。ただし、家計急変世帯に対して支援を実施する場合は、<u>保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者（高等学校等専攻科に在学する生徒にあっては、保護者等全員の所得割額合計が105,500円未満である者及び保護者等全員の所得割額合計が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている者を含む。）</u>に相当すると認められる者。 (3) 平成26年4月1日以降に<u>国公立高等学校等</u>に入学した者 (4) （略） 2・3 （略） （奨学給付金の対象経費及び給付額） 第5条 奨学給付金の対象経費は授業料以外の教育に必要な経費とし、給付額については、<u>高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の手引き及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の手引き</u>によるものとする。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の奨学給付金から適用する。